

保健医療学部履修要項

授業科目等

第1条 保健医療学部各学年において履修する科目、単位数及び配当年次は別表のとおりとする。

選択科目

第2条 選択科目については、履修科目届を所定の期日までに事務課に提出しなければならない。

- 2 第2・3・4学年においては、授業日数の1/3を超えてから履修を取りやめることはできない。

実習及び演習

第3条 第1学年の実習及び演習については、原則として、各科目の総時間数の4/5以上出席しなければその科目の成績を0点とし、初年次体験実習は不合格とする。

- 2 第2学年以降の実習については、原則として、当該科目実習総時間の4/5以上出席しなければその実習科目の単位を与えない。
- 3 病気、その他やむを得ない理由により出席できなかった場合は担当教員に申し出ればその科目の実習を補うことがある。
- 4 実習および演習の成績は、シラバスに記載された評価方法に基づいて、態度・技能・レポート・筆答・口頭試問・実地試験等を総合して判定する。

定期試験等

第4条（第1学年）

試験には定期試験、臨時試験、追試験、再試験がある。

- 2 定期試験は各学期末に行う。定期試験の他に臨時試験を行うことがある。
- 3 第1学年の出席については、全授業終了後に集計を行う。全授業時間数の2/3以上出席しなかった者には定期試験の受験試験を与えない。ただし実習および演習は除く。
- 4 試験の方法は、筆答・口頭試問・実施・レポート提出等であり、これらは併用実施することがある。
- 5 各試験の成績は100点満点とし、60点以上を合格とする。合格した者にはその単位を与える。1科目を2名以上の教員が分担する科目の成績については、その科目の担当者の協議によって決定する。
- 6 定期試験の日程は試験開始日の1週間前までに公示する。
- 7 病気その他やむを得ない理由で定期試験を受験できなかった者は、速やかに欠席届に理由を明記し、事務課学務係に提出しなければならない。
- 8 前項の理由により試験を欠席した者には追試験を行う。
- 9 追試験の受験者は、指定した期日までに追試験願を事務課学務係に提出しなければならない。追試験の受験者には受験料を課す。
- 10 定期試験およびその追試験を受験できなかった場合は、その試験の成績を0点とする。
- 11 追試験の成績はその得点の80%とする。
- 12 不合格科目の再試験は、後期定期試験後の判定で取得科目数が所定の科目数の60%以上、あるいは所定の科目の総得点が合格基準点の総和以上の何れかに該当した者について所定の時期に行う。

- 13 再試験の受験者は、指定した期日までに再試験願を事務課学務係に提出しなければならない。再試験の受験者には受験料を課す。
- 14 再試験に合格した者の成績は 60 点とする。
- 15 再試験の追・再試験は行わない。

第 5 条 (第 2 学年・第 3 学年・第 4 学年)

試験には定期試験、臨時試験、追試験、再試験、最終試験がある。ただし、最終試験は平成 24 年度以前の入学者であり、かつ追・再試験の結果、必修科目および修得すべき選択科目のうち、不合格科目が 2 科目以下の者のみが受験できる。

- 2 試験方法は、筆記・実技試験・レポート提出等であり。これらは併用実施することがある。
- 3 当該科目の全授業日数の 2/3 以上出席しなかったものには、原則として試験の受験資格を与えない。
- 4 各科目の成績は 100 点満点とし、優 (80 点以上)、良 (70～79 点)、可 (60～69 点)、不可 (59 点以下) の 4 段階とし、可 (60 点) 以上を合格とする。
- 5 定期試験は以下の基準に基づいて行う。
 - (1) 定期試験は各学期末に行う。
 - (2) 定期試験の日程は試験開始日の 1 週間前までに公示する。
- 6 追試験は以下の基準に基づいて行う。
 - (1) 病気その他やむを得ない理由で定期試験を受験できなかった者は、速やかに欠席届に理由を明記し、事務課に提出しなければならない。
 - (2) 前号の理由により試験を欠席した者には、追試験の受験を許可する。
 - (3) 追試験は定期試験終了後、前・後期の所定の期日に 1 回行う。
 - (4) 追試験の受験者は、指定された期日までに追試験願を事務課に提出しなければならない。なお、試験の受験者には受験料を課す。
 - (5) 追試験の再試験は行わない。
 - (6) 追試験の成績は原則として満点を 100 点とし、60 点以上を合格とする。
- 7 再試験は以下の基準に基づいて行う。
 - (1) 前・後期定期試験の結果、不合格となった者のうち、担当教員が認めた場合は再試験を前・後期の所定の時期に 1 回行う。
 - (2) 再試験の受験者は、指定された期日までに再試験願を事務課に提出しなければならない。なお、再試験の受験者には受験料を課す。
 - (3) 再試験の結果、合格した者の成績は 60 点とする。
 - (4) 臨床実習科目の成績結果については本履修要項第 5 条第 7 項第 1 号を適用しない。
- 8 最終試験は以下の者を対象とし、以下の基準に基づいて行う。
 - (1) 平成 24 年度以前の入学生であり、かつ追・再試験の結果、必修科目及び修得すべき選択科目のうち不合格科目が 2 科目以下の者。
 - (2) 最終試験は学年末の所定の時期に 1 回行う。
 - (3) 最終試験の受験者は、指定された期日までに最終試験願を事務課に提出しなければならない。なお、最終試験の受験者には受験料を課す。
 - (4) 最終試験の結果、合格した者の成績は 60 点とする。
 - (5) 最終試験の追試験は行わない。
 - (6) 臨床実習科目の成績結果については本履修要項第 5 条第 8 項第 1 号を適用しない。
- 9 学校保健安全法の出席停止期間に該当し、上記試験を欠席した者には、別に定める日程での受験を許可する。

進級等

第6条（第1学年）

学年末において、修得すべき必修・選択科目のすべてに合格した者は進級とする。

- 2 本履修要項第4条第12項による再試験受験資格のない者は留年とする。
- 3 不合格科目に対する再試験のすべてに合格すれば進級とする。
- 4 再試験の結果、不合格科目のある者は留年とする。
- 5 初年次体験実習の不合格者は留年とする。
- 6 留年者は全科目を再度履修しなければならない。ただし、選択科目については、前年度履修した科目を変更することができる。

第7条（平成25年度以降に入学した第2学年）

学年末において、修得すべき必修・選択科目のすべてに合格した者は進級とする。

- 2 臨床実習科目の不合格者は留年とする。
- 3 留年者は、当該学年の不合格科目を再度履修しなければならない。ただし、選択科目については、前年度履修した科目を変更することができる。

第8条（平成24年度以前に入学した第2学年・第3学年）

学年末において、修得すべき必修・選択科目のすべてに合格した者は進級とする。

- 2 臨床実習科目の不合格者は留年とする。ただし、その詳細は別に定める臨床実習細則による。
- 3 本履修要項第5条第7項第1号による再試験の結果、必修科目および修得すべき選択科目のうち、不合格科目が3科目以上の者は留年とする。
- 4 再試験の結果、必修科目および修得すべき選択科目のうち、不合格科目が2科目以下で、その不合格科目に対する最終試験のすべてに合格した者は進級とする。
- 5 最終試験の結果、不合格科目のある者は留年とする。
- 6 留年者は、当該学年の不合格科目を再度履修しなければならない。ただし、選択科目については、前年度履修した科目を変更することができる。

第9条（全学年）

(1) 平成22年度に在学していた学生に適用

第1学年から第2学年までを4年以内、第3学年から第4学年までを4年以内に修了できない者は成業の見込みがない者とする。なお、当該年数に休学期間は算入しないが、休学期間は通算して4年を超えることはできない。

(2) 平成23年度以降の入学生に適用

各学年を2年以内に修了できない者は、特別な理由がない限り、成業の見込みがない者とする。なお、当該年数に休学期間は算入しないが、休学期間は通算して4年を超えることはできない。

第10条（4学年）

学年末において、修得すべき必修・選択科目のすべてに合格しなければならない。

- 2 臨床実習科目の不合格者は留年とする。ただし、その詳細は別に定める臨床実習細則による。
- 3 本履修要項第5条第7項第1号による再試験の結果、必修科目および修得すべき選択科目のうち、不合格科目が3科目以上の者は留年とする。
- 4 再試験の結果、必修科目および修得すべき選択科目のうち、不合格科目が2科目以下の者は、最終試験を受けて、当該科目に合格することができる。
- 5 最終試験の結果、不合格科目のある者は留年とする。

- 6 留年者は、当該学年の不合格科目を再度履修しなければならない。ただし、選択科目については、前年度履修した科目を変更することができる。

卒業

第 11 条 本履修要項第 8 条に定める期間内に、学則に定める所定の単位を修得した者は卒業とする。

附則

1. 要項は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
2. 本改正要項は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
3. 本改正要項は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
4. 本改正要項は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
5. 本改正要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
6. 学生の履修について、学則および本要項に定められていない事項は教授会の議を経てこれを定める。
7. 本要項の改廃は教授会の議を経て行う。

保健医療学部履修要項解説

1. 進級について

(1) 第1学年

		看護学科	理学療法学科	作業療法学科	判定
定期試験	不合格科目数	0			進級※
		対象科目数 6 割未満			(不合格科目数と総点数のどちらか該当する場合)
	総点数	総得点 6 割以上			再試験受験資格あり
	不合格科目数	対象科目数 6 割以上			(不合格科目数と総点数が両方該当する場合)
	総点数	総得点 6 割未満			留 年※
再試験	不合格科目数	0			進 級※
		1 以上			留 年※
専門科目 実習	不合格科目数	0			進 級※
		1 以上			留 年※

※進級には実習科目を含む全科目合格が必要

(2) 第2・第3・第4学年(平成24年度以前の入学生に適用)

学年	2	3	4	判定	
				2～3	4
再試験後 不合格科目数	0		進級	卒業	
	1～2		最終試験受験資格あり	最終試験受験資格あり	
	3 以上		留年	留年	
最終試験後 不合格科目数	0		進級	卒業	
	1 以上		留年	留年	
臨床実習科目 不合格科目数	0		進級	卒業	
	1 以上		留年	留年	

(3) 第2・第3・第4学年(平成25年度以降の入学生に適用)

学年	2	3	4	判定	
				2～3	4
再試験後 不合格科目数	0			進級	卒業
	1 以上			留年	留年
臨床実習科目 不合格科目数	0			進級	卒業
	1 以上			留年	留年

1) 進級

各学年において必修科目及び修得すべき選択科目全科目に合格した者。

2) 留年

- ①各学年において再試験受験資格のない者。
- ②第1学年において再試験の結果、不合格科目のある者。
- ③第2・第3・第4学年において再試験の結果、不合格科目が3科目以上の者(平成24年度以前の入学者に適用)。
- ④第2学年において最終試験の結果、不合格科目のある者(平成24年度以前の入学者に適用)。
- ⑤第2学年において再試験の結果、不合格科目のある者(平成25年度以降の入学者に適用)。
- ⑥第1学年の初年次体験実習の不合格者。
- ⑦第2・第3・第4学年の臨床実習の不合格者。

2. 英検資格取得者およびTOEIC 基準成績取得者に対する単位の認定

【看護学科】

文部科学省認定実用英語技能検定(英検) 1級・準1級資格取得者または国際コミュニケーション英語技能テスト(TOEIC) 750点以上の得点取得者は、申請によってEnglish for Global Communication(必修)の単位の一部(3単位または2単位)について、認定を受けることができる。なおEnglish for Global Communicationに含まれる科目としてはConversational English、Freshman English A・Bがある。英検に関しては、1級取得者は3単位分、準1級取得者は2単位分に相当する英語科目を自由に選び認定を受けることができる。TOEICに関しては、910点以上の得点取得者は3単位分、750点以上の得点取得者は2単位分に相当する英語科目を自由に選び認定を受けることができる。但し、準1級資格取得者または750点以上の得点取得者で、すでに2単位の認定を受けているものが、1級資格の取得または910点以上の得点を取得し再度科目認定の申請をしても、新たに認められる単位は1単位とする。認定を希望する者は、英語科目単位認定願及び、英検の場合は合格証明書を、TOEICの場合はOFFICIAL SCORE CERTIFICATE(公式認定証)をそれぞれ富士吉田校舎事務課へ提出しなければならない。認定を申請して認められた者は、通常の授業に出席することなしに申請科目の単位が認定され、さらに一定の成績評価を与えられる。

【理学療法学科・作業療法学科】

文部科学省認定実用英語技能検定(英検) 1級・準1級資格取得者または国際コミュニケーション英語技能テスト(TOEIC) 750点以上の得点取得者は、申請によってEnglish for Global Communication(必修)の単位の一部(4単位または2単位)について、認定を受けることができる。なおEnglish for Global Communicationに含まれる科目としてはConversational English、Paragraph Writing、Freshman English A・Bがある。英検に関しては、1級取得者は4単位分、準1級取得者は2単位分に相当する英語科目を自由に選び認定を受けることができる。TOEICに関しては、910点以上の得点取得者は4単位分、750点以上の得点取得者は2単位分に相当する英語科目を自由に選び認定を受けることができる。但し、準1級資格取得者または750点以上の得点取得者で、すでに2単位の認定を受けているものが、1級資格の取得または910点以上の得点を取得し再度科目認定の申請をしても、新たに認められる単位は2単位までとする。認定を希望する者は、英語科目単位認定願及び、英検の場合は合格証明書を、TOEICの場合はOFFICIAL SCORE CERTIFICATE(公式認定証)をそれぞれ富士吉田校舎事務課へ提出しなければならない。認定を申請して認められた者は、通常の授業に出席することなしに申請科目の単位が認定され、さらに一定の成績評価を与えられる。

保健医療学部看護学科 3 年次編入生

(平成 21 年度以降入学者カリキュラム)

目的

第 1 条 この規則は、昭和大学学則第 25 条の規定に基づき、看護学科第 3 年次編入生の既修得単位および修業年限等について必要な事項を定める。

修業年限および在学年限

第 2 条 編入学生の就業年限は 2 年とし、在学年限は 4 年を超えることはできない。ただし、休学中の期間は在学年数に参入しない。

卒業要件

第 3 条 次項により既修得として認定された単位と本学科で修得すべき授業科目の単位を合計して、131 単位以上を修得した者は卒業を認定し、学士（看護学）の学位を授与する。なお、助産師課程を選択した者は、これに加えて所定の 20 単位が必要であり、計 151 単位以上を卒業要件とする。

既修得単位

第 4 条 入学前の短期大学等において修得した単位は、本学科が開設している授業科目の内容と照合し、本学科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるものについて、教育委員会が審査を行い、教授総会の議を経て認定とする。

既修得単位の認定の範囲

第 5 条 前項により認定される単位数の上限は、原則として基礎科目・教養科目・看護系以外の専門科目から 34 単位、看護系専門科目から 63 単位、合計 97 単位を超えない範囲において認定する。

単位認定の申請

第 6 条 単位の認定を受けようとする編入学生は、編入学既修得単位認定申請書（別紙用紙）に単位修得を証明する書類を添え、所定の期日までに、教育委員会に提出しなければならない。

成績の評価

第 7 条 認定された授業科目の成績の評価は「認定」とし、その単位数とともに、学籍簿に表示し、学生に通知される。

履修指導

第 8 条 指導担任教員は、編入学生が修得する授業科目等について、適切な履修指導を行うものとする。

附則

1. この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
3. この規則の改廃は、教授総会の議を経ておこなう。

保健医療学部看護学科 3 年次編入生

(平成 24 年度以降入学者カリキュラム)

目的

第 1 条 この規則は、昭和大学学則第 25 条の規定に基づき、看護学科第 3 年次編入生の既修得単位および修業年限等について必要な事項を定める。

修業年限および在学年限

第 2 条 編入学生の就業年限は 2 年とし、在学年限は 4 年を超えることはできない。ただし、休学中の期間は在学年数に参入しない。

卒業要件

第 3 条 次項により既修得として認定された単位と本学科で修得すべき授業科目の単位を合計して、126 単位以上を修得した者は卒業を認定し、学士（看護学）の学位を授与する。なお、保健師課程を選択した者は、これに加えて所定の 13 単位が必要であり、計 139 単位以上を卒業要件とする。

既修得単位

第 4 条 入学前の短期大学等において修得した単位は、本学科が開設している授業科目の内容と照合し、本学科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるものについて、教育委員会が審査を行い、教授総会の議を経て認定とする。

既修得単位の認定の範囲

第 5 条 前項により認定される単位数の上限は、原則として基礎科目・教養科目・看護系以外の専門科目から 31 単位、看護系専門科目から 61 単位、合計 92 単位を超えない範囲において認定する。

単位認定の申請

第 6 条 単位の認定を受けようとする編入学生は、編入学既修得単位認定申請書（別紙用紙）に単位修得を証明する書類を添え、所定の期日までに、教育委員会に提出しなければならない。

成績の評価

第 7 条 認定された授業科目の成績の評価は「認定」とし、その単位数とともに、学籍簿に表示し、学生に通知される。

履修指導

第 8 条 指導担任教員は、編入学生が修得する授業科目等について、適切な履修指導を行うものとする。

附則

1. この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
3. この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
4. この規則の改廃は、教授総会の議を経ておこなう。

既修得単位の認定について

目的

第1条 この規則は、昭和大学学則第17条第2項の規定に基づき既修得単位の認定に関し必要な事項を定める。

既修得単位の認定の範囲

第2条 大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む）を卒業又は中途退学し、新たに第1学年に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、必修科目が富士吉田教育部において合計で5科目以内（選択科目・英語科目・実技科目・実習・演習は除く）、全学年を通じて30単位を超えない範囲において修得したものであるとして、認定することができる。

単位認定の申請

第3条 既修得単位の認定を受けようとする学生は、既修得単位認定申請書（別記様式）に単位修得を証明する書類を添え、所定の期日までに、第1学年では富士吉田教育部長、第2学年以降は保健医療学部長に提出しなければならない。

単位の認定

第4条 既修得単位の認定にかかる審査は、第1学年においては富士吉田教育委員会、第2学年以降は保健医療学教育委員会が行い、各教授総会の議を経て認定する。

単位の評価

第5条 認定した授業科目の成績の評価は「認定」とし、その単位数とともに、学籍簿に表示し、学生に通知する。

定期試験不合格科目の再試験受験資格

第6条 後期定期試験後の判定において、合格科目数および既修得科目として認定された科目数の合計が所定の科目数の60%未満で、しかも履修した科目の平均点が60点未満の者には、不合格科目の再試験受験資格を与えない。

附則

1. この規則は、平成21年4月1日から施行する。
2. この規則は、平成24年4月1日から施行する。
3. この規則の改廃は、教授総会の議を経ておこなう。

試験施行細則

1. 試験場においては所定の席に着席しなければならない。
2. 学生証を机上の指定された位置におくことを原則とする。また、学生証を忘れた場合は教務課で受験許可の手続きをしなければならない。
3. 試験開始前、筆記用具以外の参考書、ノート類はすべて所定の場所におかななければならない。
4. 遅刻者は原則として受験させない。ただし、やむをえぬ理由で遅刻した者は監督者が許可した場合に限り、試験開始後 20 分以内ならば受験させることがある。
5. 試験開始後 25 分以内、および試験終了前 5 分以内の退場は認めない。
6. 試験中に退場する者は、解答用紙を監督者に直接手渡しして退場すること。
7. 試験終了の合図と同時に、解答用紙を裏返しにして机上に置き解答用紙を回収しおわるまで席を立たないこと。なお、これに従わない場合には不正行為とみなされることがあるので特に注意すること。また、解答用紙を提出しない場合は 0 点とする。
8. 不正行為または同行為とみなされるような行為のあった場合は下記の通り処分する。
 - 1) 上記の行為を行った者に対しては、各学部教授総会（総）会の定めるところに従ってその試験または科目の成績を定める。
 - 2) 学部長（第 1 学年においては富士吉田教育部長）は当該者に対し、保護者同席のもとに厳重なる戒告を行い、誓約書を提出せしめる。
 - 3) 制約に反し、再度上記の行為を行った者に対しては、各学部教授（総）会の議を経て停学または退学の処分を行う。
9. その他、試験場では監督者の指示に従うこと。

補足 8.1) に対する各学部教授会の規定

医学部：その試験の成績を 0 点とする。

歯学部：その試験の成績を 0 点とする。

薬学部：その試験の成績を 0 点とする。

保健医療学部：その試験の成績を 0 点とする。

富士吉田教育部：その試験の成績を 0 点とする。（第 1 学年のみ）

病院実習・学外実習にあたっての学生心得

昭和大学の全ての学科学生は、医療人として適切な病院実習・学外実習を行うために、以下に定めた学生心得を遵守すること。

A. 基本的心得

学生の病院実習・学外実習が可能なのは実習施設の医療人育成への理解と指導者の熱意と患者さんのご協力によることを十分認識して実習を行うこと。このためには、医療人としての一般的心得と個人情報・プライバシー保護を厳守、実習を行うことが必要である。

1. 一般的心得

- 1) 医療現場であることを認識して、医療スタッフとしての自覚をもって行動すること。
- 2) 患者さんに不愉快な印象を与えないように配慮すること。
- 3) 実習中は指導者の指示にしたがって行動すること。
- 4) 時間を厳守すること（約束の場所には5分前の集合を心掛ける）。
- 5) 実習施設に関する諸事項（場所、指導者、職員など）を事前に確認すること。
- 6) 施設内では携帯電話の使用は厳禁とする。
- 7) 実習場所や施設内での私語を慎み（特にエレベーター内など患者さんや患者さんの家族の目のある場所）、かつ言葉遣いにも注意すること。
- 8) 病気などやむを得ない事情で実習を休む時には、必ず事前に実習施設、責任者に連絡すること。

2. 個人情報・プライバシー：

- 1) 個人情報の施設外への持ち出しは厳禁のこと。
- 2) プライバシー保護は厳守すること（施設内外を問わず、友人、知人、家族などに患者さんに関する情報について絶対に口外しないこと）。
- 3) 「守秘義務・個人情報保護に関わる事項」にしたがい、実習前に適切な対応を行うこと。

B. 服装・身だしなみ

医療人として恥ずかしくない服装・身だしなみで実習を行うことが大切であり、患者さんに不快感を与える服装・身だしなみは厳禁とする。

1. 名札：

- 1) 自分を証明する名札をつけること。
- 2) 名札はケースに入れて、実習中は必ず身につけること。

2. 服装：

- 1) 実習時の服装は上を白衣、下は長ズボン又はスカート（ジーンズは不可）、あるいは規定のユニホームとし、清潔なものを着用すること。
- 2) 女子学生のスカートは膝丈程度のものを着用すること。

3. 白衣：

- 1) 男子学生は襟付きのシャツにネクタイを締めること。
- 2) 女子学生は露出の多い服装は避けること。
- 3) ケーシータイプの白衣は肩のボタンをしっかりと締めて着用すること。
- 4) 白衣の下は色が透けて見えるような派手な色のTシャツや下着等を身につけないこと。
- 5) 病院外に出る場合は原則白衣を脱ぐこと。

4. 靴・靴下：

- 1) 靴は革靴か白のスニーカーあるいは規定のナースシューズとし、しっかり履くこと（かかとを潰さない、紐を締める等）
- 2) サンドル（ミュール）、ブーツ、ハイヒール等は禁止とする。
- 3) 靴下を着用すること。
- 4) 女子学生は黒タイツの着用は禁止とする。

5. 頭髪・髭：

- 1) 茶髪など脱色・染色した頭髪を禁止する。
- 2) 男子は頭髪が襟足や耳にかからないこと。髭は伸ばさないこと。
- 3) 女子は頭髪が肩にかからないようにし、かかる場合は頭髪と同系色のピン、ゴム等でひとつにまとめること。

6. メイク：

- 1) 女子のメイクは自然で健康的に感じる範囲にすること。
- 2) つけまつげはしないこと。

7. 爪：

- 1) 爪は短く切り、清潔にすること。
- 2) マニキュアやつけ爪はしないこと。

8. 装飾品：

- 1) ピアス、指輪などの貴金属類は身につけないこと。
- 2) 香水はつけないこと。

9. その他：

- 1) 口臭（煙草の臭い、ニンニクの臭い等）には注意を払い、患者さんに不快感を与えないこと。

以上

守秘義務・個人情報保護に関わる要項

病院または学外施設実習（以下、「実習」という。）における個人情報保護について

ここでの個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。

個人情報の取り扱いについて

患者および利用者の人権を尊重しプライバシーの保護に十分配慮すること。

実習には、誓約書を提出した学生のみが参加できる。誓約書は保証人氏名、学生氏名を自署し、捺印をしてオリエンテーション時に提出すること。

誓約に際しては、特に以下の事項について厳重な注意を払うこと。

- 1) 個人情報は実習病院・施設の外に持ち出しを行わないこと。
- 2) 実習中だけでなく、実習後も患者および利用者に関して知り得た全ての情報を第三者に漏洩しないこと。また、その情報を実習病院・施設に無断で実習以外の目的に使用しないこと。
- 3) 必要な患者および利用者の情報（コンピューターシステム内の情報を含む）以外を勝手に閲覧・参照しないこと。
- 4) オーダリング、PACS、電子カルテシステムの利用者IDは慎重に管理し、他の者にID、パスワード等を伝えないこと。
- 5) 情報を実習病院・施設の外に持ち出す場合は、個人を特定できないような状態（*）にした上で、指導者に見せ持ち出しの許可を得ること。
- 6) 外部記憶装置で情報を実習病院・施設の外に持ち出す場合は、パスワードや指紋認証等の保護機能のついたものを利用し、ハードディスクには情報を保存しないこと。
- 7) PC上で情報を操作する際には、ネットワークに接続しないこと。
- 8) 紙媒体で情報を実習病院・施設の外に持ち出す場合は、個人情報部分を切り取るなどの方法で匿名化すること。ボールペン、マジック、修正液等で塗りつぶすことは不可とする。
- 9) 情報は複製しないこと。
- 10) 自宅に持ち帰った情報は不要になった時点で、回収できない方法で廃棄すること。
- 11) 少しでも不明な点がある場合は自己判断をするのではなく、指導者に相談すること。
- 12) 個人情報の取り扱いについて、適切でないと思われることがあった場合は、ただちに指導者、教務課に連絡をすること。

*特定できないようにする方法

以下の項目は決して記載しない。

氏名・生年月日・住所・電話番号・診察券番号・診療録番号・

保険証番号・Eメールアドレス・医療者の氏名・病棟名・施設の名称

以下の項目については記載例に従うこと。

項目	記載例	備考
患者氏名	記号化する (イニシャル不可)	—
年齢	○歳代	小児など、学習に必要な情報であれば、年齢の記載も可とする。但し、他の情報が全てブラインドされる必要がある。
家族の氏名・年齢	続柄で記載	—
日付（入院日、退院日、手術日、転科日等）	病日で記載	—
施設名	記載しない	施設長の許可が得られた場合には記載も可とする。
紹介元施設名	すべて「他院」と記載	—
人種民族・国籍	記載しない	学習に必要な場合には記載も可とする。

誓 約 書

昭 和 大 学 長 殿

私は昭和大学在学中の全ての学内・学外実習を行うにあたり、実習が患者さん及び利用者の了解のもとに行われることを理解し、患者さんおよび利用者の人権を尊重し、プライバシーの保護に十分配慮のうえ、「守秘義務・個人情報保護に関わる要項」に基づき、以下の事項について誓約します。

誓約に際しては、「守秘義務・個人情報保護に関する要項」に基づき、以下の事項について厳重な注意を払います。

1. 私は、教育職員および実習施設職員の指示に従い、専ら所定の実習に従事し実習目的の達成に努めます。
2. 私は、実習により知り得た事項および個人情報を実習終了後にも漏らしません。
3. 私は、故意または過失によって、実習施設その他関係者に不利益を与えません。
4. 私は、この誓約に故意または過失により違反し、実習施設その他関係者に不利益が生じた場合には学則に則り、如何なる処分にも従います。

平成 年 月 日

_____学部 第_____学年_____番

学生氏名（自著） _____：

保証人氏名（自著） _____：